

外貨普通預金規定

第 1 条(外貨の種類等)

1. この預金の外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとします。
2. この預金の取引は、お客さまが本規定を承諾のうえ当社が認めた場合に行えるものとします。
3. 未成年のお客さまはこの預金の取引を行うことはできません。

第 2 条(外国為替相場)

1. 外貨の買付を伴うこの預金への預入れまたは外貨の売却を伴うこの預金の払戻し(以下「外国為替取引」といいます。)に適用する外国為替相場は当社所定の相場(以下「提示レート」といいます。)とし、当社は、当社所定の時間帯(以下「リアルタイム注文受付時間帯」といいます。)にこれを更新します。リアルタイム注文受付時間帯以外においては、外国為替取引の注文を行うことはできますが、当該取引を成立させることはできません。
2. 提示レートは、外貨の買付時に適用するレート(以下「買付レート」といいます。)と外貨の売却時に適用するレート(以下「売却レート」といいます。)とし、その双方を当社 WEB サイト上に表示します。
3. 提示レートには当社所定の為替コストを含みます。
4. お客さまは外国為替取引の成立後は取引内容の変更または取消はできません。
5. 前項にかかわらず、当社がやむを得ないものと認めて取引内容の変更または取引の取消に応じることがあります。
6. 当社は、システムの保守等によりやむをえないと当社が認めるときは、お客さまの発注済みの未約定の注文を取消することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに可能な限り事前に通知をするものとします。
7. 当社は、当社が提供するサービスにおいて表示に誤りが生じた場合(当社の提示レートが外国為替市場の実勢レートと大幅に乖離している等明白な誤りと合理的に判断できる場合を含みます。)、当該誤りを訂正することができるものとし、また、誤って表示された価格に基づく注文もしくは取引(以下「注文等」といいます。)の執行または約定がなされた場合に、当該注文等の取消または約定内容の修正を行うことができるものとします。
8. 当社は、前項の約定内容の修正をする場合には、当該注文時において正常に表示されていたとした場合の価格に修正するように努めるものとします。なお、当社が提供するサービスにおいて、誤って表示された価格に基づく注文等の執行または約定がなされた後、引き続きかかる注文等の執行または約定を前提とした他の注文等の執行または約定がなされた場合においても、当社は当該他の注文等の取消または約定内容の修正を行うことができるものとします。

第 3 条(預入れ)

1. この預金への預入れは、お客さま名義の他の預金口座からの振替(外国為替取引を伴う振替を含みます。)により取扱います。
2. この預金口座のうち代表口座外貨普通預金には、被仕向電信送金による振込または当社の「外貨即時決済サービス」(以下「外貨即時決済サービス」といいます。)を利用して預入れることができます。
3. この預金口座には、現金、銀行小切手、トラベラーズチェックによる預入れはできません。
4. 各国政策、金融情勢、その他諸般の状況の急激な変化等により、預入れいただけない場合があります。

第4条(払戻し)

1. この預金の払戻しは、お客さま名義の他の預金口座への振替(外国為替取引を伴う振替を含みます。)により取扱います。
2. この預金口座のうち代表口座外貨普通預金は、仕向電信送金による振込または外貨即時決済サービスを利用して払戻すことができます。
3. 現金、銀行小切手またはトラベラーズチェックによる払戻しはできません。
4. この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の方法により手続きをしてください。代表口座外貨普通預金以外はこれを取扱いません。
5. 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が出金可能額をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。取引実行時点において払戻すべき金額が不足しているときは当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第5条(利息)

1. この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位として、次項の利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日、この預金に組入れます。なお、利息を計算する場合、1年を365日とする日割計算とし、補助通貨未満は切捨てます。
2. この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高の範囲(以下「基準残高区分」といいます。)を別途定め、当社WEBサイト上に、基準残高区分ごとに利率を表示します。適用する利率は、毎日の最終残高が属する基準残高区分に表示する当該日の利率とします。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、当社が定める日から新利率を適用します。

第6条(外国為替取引)

当社は、この預金における外国為替取引については、当社所定の方法に従い、第7条で定めるリアルタイム注文、第8条で定めるウィークエンド注文または第9条で定める指値注文のいずれかの注文方法により取扱います。

第7条(リアルタイム注文)

1. 当社は、リアルタイム注文受付時間帯に、外国為替取引の注文(以下「リアルタイム注文」といいます。)を受付けます。
2. 次の各号に該当する場合は、リアルタイム注文を受付けません。なお、詳細は、当社WEBサ

イト上に掲示します。

- (1) お客様の指定する注文内容をもとに当社所定の方法により計算した出金相当額(以下「出金相当額」といいます。)が、お客様の指定する出金口座(以下「出金口座」といいます。)の出金可能額をこえる場合
 - (2) その他当社が別途定める場合
3. リアルタイム注文に適用する外国為替相場は、注文受付時点で当社が提示する提示レートとし、注文受付完了後すみやかに約定処理を行います。

第 8 条(ウィークエンド注文)

1. 当社は、リアルタイム注文受付時間帯以外の時間帯においても、外国為替取引の注文(以下「ウィークエンド注文」といいます。)を受付けます。
2. 次の各号に該当する場合は、ウィークエンド注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。
 - (1) 出金相当額が出金口座の出金可能額をこえる場合
 - (2) その他当社が別途定める場合
3. 当社は、ウィークエンド注文を受付けた場合、出金相当額について、第 4 項で定めるときまで、出金口座からの出金を制限します。
4. ウィークエンド注文に適用する外国為替相場は、ウィークエンド注文の受付後、提示レートの更新を再開する日に当社が最初に提示する提示レートとし、提示後、当社はすみやかに当該注文の約定処理を行います。
5. 前項にかかわらず、お客様の指定する注文金額および前項で定める提示レートにもとづき計算した金額が、第 2 項で定める出金相当額をこえる場合、この注文はなかったものとします。これによりお客様に損害が生じても、当社は責任を負いません。
6. ウィークエンド注文は、当該注文に係る外国為替取引が成立するまでは、当社所定の方法により手続きすることにより取消ができます。

第 9 条(指値注文)

1. 当社は、第 7 条第 1 項および第 8 条第 1 項で定める時間帯に、当社所定の指値による注文(以下「指値注文」といいます。)を受付けます。
2. 次の各号に該当する場合は、指値注文を受付けません。なお、詳細は、当社 WEB サイト上に掲示します。
 - (1) お客様の指定する注文レートが、当社所定の指定範囲をこえる場合
 - (2) 出金相当額が出金口座の出金可能額をこえる場合
 - (3) その他当社が別途定める場合
3. 指値注文の有効期間は、当社が別途定める範囲内で、お客様が指定するものとします。有効期間内に約定条件に到達しなかった場合は、当該注文はなかったものとします。
4. 当社は、指値注文を受付けた場合、出金相当額について、この注文の有効期間満了時までもしくは第 5 項で定める約定条件に到達するまで、出金口座からの出金を制限します。

5. 注文内容に応じた当社所定の条件に達した場合、約定条件に到達したものとします。
6. 前項にかかわらず、お客さまの指定する注文金額および約定条件到達時の提示レートにもとづき計算した金額が、第 2 項で定める出金相当額を超える場合、この注文はなかったものとします。これによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。
7. 第 5 項により約定条件に到達した場合(第 6 項に該当する場合を除きます。)、当社はすみやかに当該注文の約定処理を行います。適用する外国為替相場は、約定条件到達時の提示レートとします。
8. 指値注文は、当該注文に係る外国為替取引が成立するまでは、当社所定の方法により手続きすることにより取消および訂正ができます。

第 10 条(解約)

1. この預金口座を解約する場合には、当社所定の方法により申出てください。
2. 代表口座、目的別口座に預入れの預金及び SBI ハイブリッド預金のいずれにおいても最終取引日から 10 年以上経過している場合(円・外貨自動継続定期預金は初回満期日より、利息付与を除いて 10 年以上経過している場合)は、この預金口座を解約し、代表口座円普通預金に振替える場合があります。その際、当社における任意のレートにて円貨換金のうえ外貨取引を解約します。

第 11 条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第(1)号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとし、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 12 条(免責事項)

1. 次の各号の事由により、この預金の取引の取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - (1) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さままたは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置・外国為替市場の閉鎖等、当社の責によらない事由により取引が遅延または不能となったとき。
 - (2) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、この預金の取引の取扱いに遅延・不能などが生じたとき。
 - (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。
2. 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 13 条(準拠法)

この規定の解釈は日本法によって行われるものとします。この預金の取引は、この規定のほか、外国為替及び外国貿易法ならびに同法にもとづく命令、規則等にしがいます。

第 14 条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 15 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により扱うものとします。また、当社は、いつでもこの預金の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうへは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

以上